

# 人事行政の運営等の状況について

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 公平委員会の業務の状況

津 市

## 1. 任免及び職員数に関する状況

### (1) 新規採用者数

平成19年度 (平成19年4月1日採用)		平成20年度 (平成20年4月1日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)	職 種	採用者数 (うち女性)
事務職	15 (7)	事務職	7 (2)
技術職(土木)	8 (0)	事務職(身体障がい者対象)	1 (1)
技術職(建築)	2 (0)	保育士	20 (18)
保育士	16 (12)	看護師	1 (1)
保健師	2 (2)	保健師	5 (5)
技能員(調理員)	6 (5)	消防職	18 (0)
消防職	7 (0)	消防職(救急救命士)	2 (1)
消防職(救急救命士)	1 (1)	技能員(清掃員等)	2 (1)
幼稚園教諭	7 (6)		

### (2) 再任用の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局ほか	-	36	36
教育委員会	-	8	8
消防本部	-	2	2
水道局	-	3	3
合 計	-	49	49

### (3) 退職者数(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局ほか	46	43	22	111
教育委員会	13	16	8	37
消防本部	6	11	3	20
水道局	4	2	0	6
合 計	69	72	33	174

(注) 採用退職ともに、派遣等による出入りは除きます。

## (4)部門別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

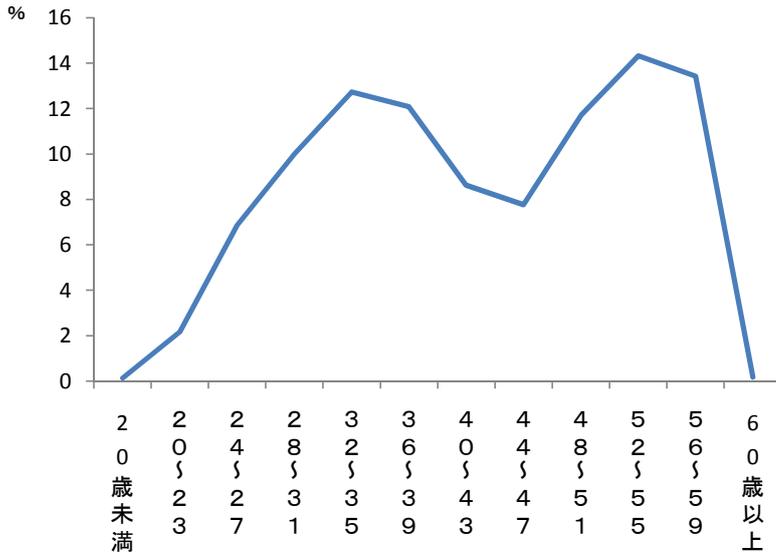
(単位:人)

部門	区分	職員数	職員数	対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	13	13	0	合併後の事務事業及び事務の執行方法の見直しによる総合支所等からの異動による減、組織改正による各総合支所における建設工事の執行体制の見直しによる総合支所等から本庁・工事事務所への異動による減、定員管理の適正化に伴う保育士等の退職者不補充、定員管理の適正化に伴うごみ収集等の退職者不補充など
	総務	499	473	△ 26	
	税務	115	112	△ 3	
	民生	486	465	△ 21	
	衛生	262	250	△ 12	
	農林水産	63	58	△ 5	
	商工	47	47	0	
	土木	262	250	△ 12	
	小計	1,747	1,668	△ 79	<参考> 人口1万人当たり職員数 59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)
	教育部門	600	574	△ 26	幼稚園教諭等の退職者不補充など
消防部門	345	345	0		
小計	945	919	△ 26	<参考> 人口1万人当たり職員数 32 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
公営企業等 計部門	水道	116	108	△ 8	合併後の事務事業及び事務の執行方法の見直しによる減、水道料金徴収事務の民間委託による減、健康及び福祉に係る部門における業務推進体制の強化による増など
	下水道	76	74	△ 2	
	その他	128	129	1	
	小計	320	311	△ 9	
合計	3,012 (3,153)	2,898 (3,153)	△ 114	<参考> 人口1万人当たり職員数 102 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 ( )内は、条例定数の合計である。

(5) 年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	63人	199人	290人	369人	350人	250人	225人	339人	415人	389人	5人	2,898人

(6) 定員適正化計画の数値目標

H18.4.1	H22.4.1	H18対 H22	
		増減数	増減率
3,079人	2,710人	△369人	△12.0%

(参考) 津市集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成19年4月1日	平成22年4月1日	302人削減(△10%)

(7) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	19年	20年	19年～20年計
		計画始期	1年目	
一般行政	職員数	1747	1668	-
	増減		▲79	( - %)
教育	職員数	600	574	-
	増減		▲26	( - %)
消防	職員数	345	345	-
	増減		0	( - %)
公営企業等会計	職員数	320	311	-
	増減		▲9	( - %)
計	職員数	3012	2898	-
	増減		▲114	( 37.7%)

(注)1 計画期間は19年～22年である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

## 2. 給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度の人件費率
平成19年度	283,185 人	92,019,773千円	4.49 %	22,565,081 千円	24.5 %	24.1 %

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

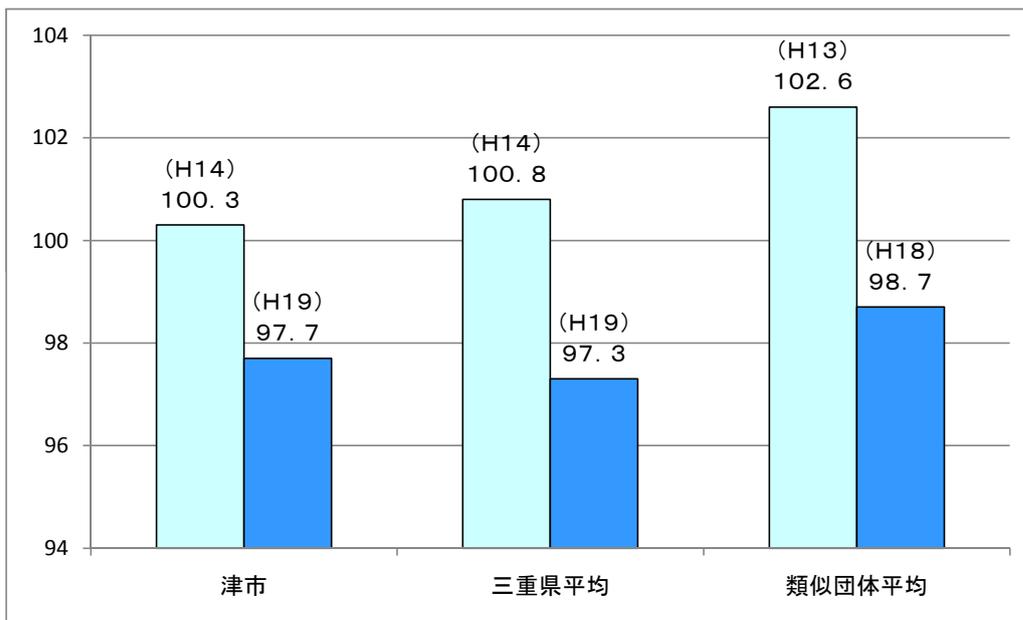
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 B	
平成19年度	2,582 人	10,120,076 千円	2,219,438 千円	4,204,142 千円	16,543,656 千円	6,407 千円

(注) 職員手当等には退職手当を含まない。

#### (3) 特記事項

平成18年1月1日に市町村合併(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧安濃町、旧美里村、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町及び旧美杉村の二市六町二村による合併)により、新「津市」として誕生しました。そのため、平成17年12月以前の数値等については、一部旧津市の数値となっております。

#### (4) ラスパイレス指数の状況(平成19年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成14年の津市の指数は、旧津市の指数を使用している。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
津市	43.1 歳	340,100 円	437,723 円	386,772 円
三重県	42.7 歳	354,365 円	446,150 円	— 円
国	41.1 歳	325,113 円	— 円	387,506 円

### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
津市	45.1 歳	299,200 円	335,400 円	315,362 円
用務員	52.1 歳	303,600 円	326,668 円	317,890 円
清掃職員	43.1 歳	308,500 円	360,361 円	333,952 円
学校給食員	43.6 歳	270,500 円	286,907 円	282,089 円
国	48.9 歳	284,679 円	— 円	320,623 円

対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
用務員	53.9 歳	225,900 円	144.6 %
廃棄物処理業務従業員	43.6 歳	299,700 円	120.2 %
調理士	42.1 歳	276,600 円	103.7 %

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成17年～19年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 平均給与月額等について、民間データはパート、アルバイト労働者を含む。

### ③教育職(I)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
津市	47.2 歳	433,300 円	483,977 円

### 技能労務職等の基本的な考え方及び取組内容

地方分権に伴い権限移譲が推進される中、事務事業の見直しや民間の活用等を図るとともに、住民へのサービスの低下を極力招かないよう、これらのサービスの提供方法に合わせた適正な職員配置及び計画的な職員数の削減による定員管理の適正化を目指しているところです。

こうした状況の中、技能労務職員において、現在、直営及び外部委託の併用により実施しているごみ収集業務については、民間活用の推進及び経費縮減等を図るため、外部委託の推進も含め、検討を進めます。

また、技能労務職員の給与においては、平成20年4月1日より特殊勤務手当の一部を廃止する見直しを行いました。引き続き給与構造の見直しを速やかに実施することにより、給与の適正化に向けた取組を進めます。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (2) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		津 市	三 重 県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	169,500 円	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職(I)	大 学 卒	204,600 円	213,300 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職(II)	大 学 卒	179,400 円	199,700 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成20年4月1日現在)

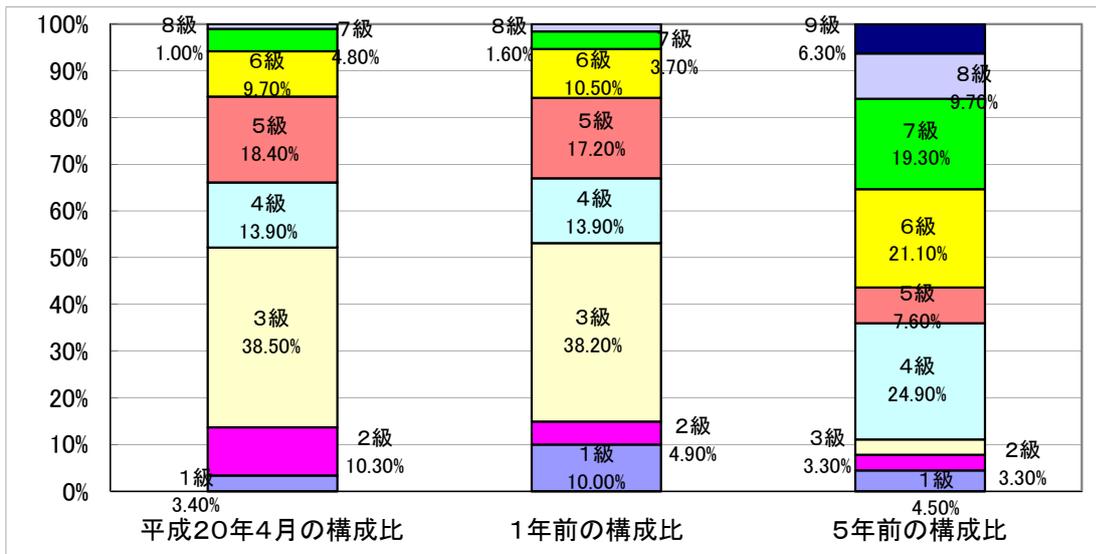
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	267,807 円	308,287 円	355,511 円
	高 校 卒	228,550 円	281,500 円	322,786 円
技能労務職	高 校 卒	194,850 円	245,038 円	282,557 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職(I)	大 学 卒	301,150 円	— 円	422,800 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職(II)	大 学 卒	300,716 円	— 円	383,552 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	47 人	3.4 %
	技能労務の職務		
2 級	1 主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務(技能労務の職務を除く。)	142 人	10.3 %
	相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務		
3 級	1 主査の職務 2 出張所長その他の出先機関の長の職務 3 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 4 主任(主事、技師及び保育士に限る。)の職務 5 相当の知識又は経験を必要とする主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 6 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務(技能労務の職務を除く。)	534 人	38.5 %
	1 技能長の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする主任に係る技能労務の職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務		
4 級	1 担当副主幹の職務(技能労務の職務を含む。) 2 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 3 副主幹の職務(技能労務の職務を含む。)	192 人	13.9 %
5 級	1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務	255 人	18.4 %
6 級	1 課長(室長、担当副参事等を含む。)の職務 2 副総合支所長(久居総合支所副総合支所長を除く。)の職務 3 総合支所の課長(室長、担当副参事等を含む。)及び教育委員会事務局事務所長の職務	134 人	9.7 %
7 級	1 部長及び部長相当職(担当理事等)並びに久居総合支所長の職務 2 部次長及び部次長相当職(担当参事等)の職務 3 久居工事事務所長の職務 4 総合支所長(久居総合支所長を除く。)の職務 5 久居総合支所副総合支所長の職務 6 総合支所の部次長相当職(担当参事等)の職務	67 人	4.8 %
8 級	1 局長及び局長相当職の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び部長相当職(担当理事等)の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長(久居総合支所長に限る。)の職務	14 人	1.0 %

- (注) 1 津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



平成18年1月1日に給料表を9級制から10級制に同年10月1日に10級制から8級制に切り替えております。  
5年前の構成比については旧津市の構成比となっております。

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在のところ、勤務成績は反映せず一律としています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

津 市	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,635 千円	—	—
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

現在のところ、一律としています。

##### (2) 退職手当(平成20年4月1日現在)

津 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)		

##### (3) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		267,789 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		103,714 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	15.0 %	4 人	16.0 %
5級地(津市)	3.0 %	上記に掲げる以外の職員	4.0 %

##### (平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	18.0 %	18.0 %
5級地(津市)	6.0 %	6.0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## (4)特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

手当の種類(手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税事務及び税外収入金事務に従事する職員の特殊勤務手当	市税事務及び税外収入金事務に従事する職員	市税、保険料の賦課調査及び税外収入金の外勤徴収事務	日額150円
		市税及び税外収入金の滞納整理又は滞納処分に関する事務	日額200円
		市税及び税外収入金の滞納による強制執行事務	日額500円
社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	社会福祉事務に従事する職員	訪問及び調査の外勤事務	日額150円
	援護課職員	相談の外勤業務	日額250円
		生活保護被保護者の死体処理の業務	1件3,000円
汚物の収集又は処分に従事する職員の特殊勤務手当	汚物の収集又は処分に従事する職員	ごみの収集、運搬及び処理業務	日額750円
		西部クリーンセンター等に勤務する職員による計量業務	日額200円
		西部クリーンセンター等に勤務する職員によるごみの搬入業務及び施設の維持管理のための清掃等業務	日額750円
		安芸・津衛生センター等に勤務する職員によるし尿の処理業務及び維持管理のための清掃等業務	日額550円
感染症防疫作業等に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業等に従事する職員	感染症患者等の救護及び感染症の病原菌の付着した物件等の処理作業	日額300円
		感染症菌を有する家畜等に対する防疫業務	日額200円
住宅の事務に従事する職員の特殊勤務手当	住宅の事務に従事する職員	市営住宅入居者及び住宅の小破修繕の実態調査等に係る外勤事務	日額150円
		入居者等の苦情相談等に係る外勤事務	日額250円
		市営住宅入居者の死体処理業務	1件3,000円
モーターボート競走場に勤務する職員の特殊勤務手当	モーターボート競走場に勤務する職員	開催日における競艇業務	日額1,000円

土木労務作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木労務作業に従事する職員	道路舗装業務	日額250円
		グレーダー等の運転業務	日額300円
汚水の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	汚水の処理作業に従事する職員	中央浄化センターに勤務する技術職員等による施設の運転及び保守点検業務	日額100円
		下水道終末処理施設内又は水洗処理区域内での汚泥の除却作業及び下水管渠等の清掃業務	日額550円
		水洗処理区域外での下水管渠等の清掃業務	日額300円
消防本部及び消防署に勤務する職員の特殊勤務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消火活動業務	1回250円
		救急業務	1回200円
		救急業務における死亡人の処理業務	1件3,000円
		高所(地上10メートル以上)での消防業務	1回350円
行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員	行旅病人の救護業務又は取扱業務	1件1,500円
		行旅死亡人の処理等の業務	1件3,000円
災害業務に従事する職員の特殊勤務手当	災害業務に従事する職員	警報発令中等の危険な状況の中での現場作業	日額1,000円
毒物及び劇物を取り扱う職員の特殊勤務手当	毒物及び劇物を取り扱う職員	公害測定等による水質試験における毒物及び劇物を取り扱う業務	日額100円
公共用地の取得交渉業務又は建築物の移転、除却等の補償交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	公共用地の取得交渉業務又は建築物の移転、除却等の補償交渉業務に従事する職員	公共用地の取得交渉業務又は建築物の移転、除却等の補償交渉に係る外勤事務	日額200円
変則勤務による業務に従事する職員の特殊勤務手当	変則勤務による業務に従事する職員	日曜日等において勤務時間が割り振られる勤務時間に勤務し、その定められた業務	日額1,000円
		年末年始において、特に勤務を命ぜられる職員で、その定められた業務	日額3,000円 ~7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	782,907 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	303 千円
支給実績(平成18年度決算)	807,084 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	254 千円

(注) 休日勤務手当を含む。

(6)その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	
	配偶者以外の扶養親族	6,500円			
	配偶者のない場合の1人目	11,000円			
	16~22歳の子、孫に対する加算	5,000円			
住居手当	借家(家賃)	23,000円以下	家賃-12,000円	同じ	-
		23,000円超55,000円未満	(家賃-23,000円)×1/2+11,000円		
		55,000円以上	27,000円		
	持ち家	2,500円	異なる	新築・購入後5年後1,000円	
通勤手当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	異なる	交通用具使用者については、1kmから18段階に細区分し支給	
	片道1km以上交通用具使用者	1km以上2kmまで1,000円から使用距離に応じて支給(上限60km以上24,500円)	異なる		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	役職に応じ定額で支給	異なる		
宿日直手当	一般の宿日直	4,200円	同じ	-	
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	8,000円~12,000円	異なる	6,000円~12,000円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務を命じられた職員に支給	勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	-	
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ	-	
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給		同じ		

5 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給料	市長	1,130,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副市長	870,000	円	1,130,000 円/	940,000 円	
報酬	議長	670,000	円	896,000 円/	755,000 円	
	副議長	610,000	円	714,000 円/	500,000 円	
	議員	550,000	円	655,000 円/	420,000 円	
期末手当	市長	(平成20年度支給割合)				
	副市長	4.45	月分			
退職手当	議長	(平成20年度支給割合)				
	副議長	4.05	月分			
	議員					
退職手当	市長	(算定方式)		(支給時期)		
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 55/100	任期毎			
		給料月額 × 在職月数 × 35/100	任期毎			

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

## 6 公営企業職員の状況

### 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算(平成19年4月～平成20年3月)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 19年度	9,628,718	350,911	1,063,224	11.0	12.2

#### イ 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 20年度	113	504,568	132,826	218,024	855,418	7,570

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
津 市	47.3 歳	396,726 円	615,228 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

津 市		国	
1人当たり平均支給額(平成19年度)		1人当たり平均支給額(平成19年度)	
1,857 千円		- 千円	
(平成19年度支給割合)		(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.50 月分	3.0 月分	1.50 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 15～25%	

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

津 市			津 市 水 道 局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		13,454 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		113,058 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京特別区)	15 %	0 人	16 %
5級地(津市)	3.0 %	上記に掲げる以外の職員	4 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
1級地(東京特別区)	18 %	18 %
5級地(津市)	6 %	6 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		1,257 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		10,656 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		99.2 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	水道料金の滞納整理業務に従事する職員	水道料金等の滞納整理に関する業務	日額200円
停水処分手当	給水を停止する処分の業務に従事する職員	給水を停止する処分の業務	1回につき500円
用地交渉業務手当	土地の取得交渉業務又は補償交渉業務に従事する職員	水道事業に必要な土地の取得交渉の業務又は工事の施行に伴う補償交渉の業務	日額200円
危険手当	毒物、劇物又は高圧電気を取り扱う業務その他特に危険を伴う業務に従事する職員	毒物、劇物又は高圧電気を取り扱う業務その他特に危険を伴う業務	日額200円
		高所(地上10メートル以上)及びびすい道内等での業務	日額350円
作業手当	水道管等の復旧業務に従事する職員	公道等敷設され、又は設置された水道管等の復旧業務	日額250円
緊急出動手当	緊急の出動の命令を受けて復旧、給水活動等の業務に従事する職員	水道施設に二次災害の恐れや給水活動等が必要な事故が発生した場合において、緊急の出動の命令を受けて復旧、給水活動等の業務に従事したとき	日額750円
変則勤務手当	変則勤務による業務に従事する職員	日曜日等において勤務時間が割り振られる勤務時間に勤務し、その定められた業務	日額1,000円
		年末年始において、特に勤務を命ぜられる職員で、その定められた業務	日額3,000円～7,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	38,342 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	473 千円
支給実績(平成18年度決算)	39,975 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	500 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績 (平成19年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平均支給年額 (平成19年度決算)	
扶 養 手 当	配 偶 者	13,000円	同じ	-	20,388千円	248,024円	
	配偶者以外の扶養親族	6,500円					
	1人 (配偶者無)	11,000円					
	16～22歳の子に対する加算	5,000円					
住 居 手 当	借家 (家賃)	23,000円以下	同じ	-	3,512千円	50,891円	
		23,000円超55,000円以下					(家賃-23,000円)×1/2 +11,000円
		55,000円超					27,000円
	持 ち 家	2,500円	同じ	新築・購入後 5年以内2,500円			
通 勤 手 当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	同じ		8,412千円	73,785円	
	片道1km以上自動車等利用者	1km以上2kmまで1,000円から使用距離に応じて支給(上限60km以上24,500円)	同じ				
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給	役職に応じ5%～20%	同じ		27,538千円	764,934円	
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	8,000円～12,000円	同じ		1,174千円	32,611円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00～午前5:00)に勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	-	2,554千円	319,302円	

キ 定員管理の数値目標及び進捗情報

1. (7)を参照。

### 3. 勤務時間その他勤務条件の状況

#### (1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休息時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:00~12:45	12:45~13:00 15:00~15:15

#### (2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1年20日以内
病 気 休 暇		必要と認める期間(90日以内)
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める期間
	証人等としての裁判所等へ出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	1年5日以内
	結婚休暇	8日以内
	産前・産後休暇	産前・産後8週間(多産の場合産前は14週間)
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑程度が母体、胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて一時間以内の期間
	妊娠中の健康診査等	必要と認める期間
	育児時間	1日2回各30分以内(生後1年以内)
	配偶者の出産	2日以内
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など
	父母の追悼のため特別な行事を行うため	1日以内
	市長が指定する健康診断等	必要と認める期間
	災害等による出勤困難、危険を回避する場合	必要と認める期間
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断または隔離の場合	必要と認める期間
	生理休暇	2日以内(1周期につき)
子の看護休暇	1年5日以内	
夏期休暇	7月から9月までの期間内で5日以内	
介 護 休 暇	配偶者等の介護(無給)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間



#### 4. 分限及び懲戒処分の状況

##### (1)分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

その種類として、免職、後任および休職があります。

平成19年4月1日から平成20年3月31日の分限処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

	処分の種類	免職	降任	休職	合計
	処分事由				
市長部局など	心身の故障の場合	0	0	14	14
教育委員会	心身の故障の場合	0	0	9	9
消防	心身の故障の場合	0	0	2	2
水道局		0	0	0	0
合 計		0	0	25	25

##### (2)懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給、及び戒告があります。

平成19年4月1日から平成20年3月31日の分懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合 計
市長部局など	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
消防	0	0	0	0	0
水道局	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

## 5. 服務の状況

### (1)職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたって全力をあげてこれに専念しなければなりません。

研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

### (2)営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成19年4月1日から平成20年3月31日

区 分	人数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0
② 自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
③ ①②を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	1

## 6. 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の概要

高度化・多様化する市民の行政ニーズへの的確な対応が図れるよう、効率的・効果的な「経営型」の行財政運営の実現に努めるとともに、「常に市民の立場で物事を考えられる職員」「広い視野に立って問題意識を持ち、自分の頭で物事を考えられる職員」「新たな課題に積極的にチャレンジする姿勢を持ち、優れた行動力を備えた職員」の育成を目指し、計画的な職員研修を実施します。

- ア 階層別研修 新規採用職員研修(Ⅰ・Ⅱ)、2年目職員研修、6年目職員研修、10年目職員研修、主査研修、担当責任者研修
  
- イ 専門研修 民間経営研修、経営マネジメント研修、民法基礎・演習研修、行政法基礎・演習研修、政策課題研修、技術職員研修、技術員・技能員指導者研修、IT研修等
  
- ウ 派遣研修 自治大学校派遣研修、市町村職員中央研修所派遣研修、全国市町村国際文化研修所派遣研修、全国建設研修センター派遣研修、三重県自治会館組合派遣研修、国・県派遣研修、JC青年の船派遣研修、先進都市視察研修等

平成19年4月1日～平成20年3月31日の実施状況

研修名	延べ日数	受講者数(人)
民間経営研修	1	213
経営マネジメント研修	5	252
IT研修	6	91

### (2) 勤務成績の評定の状況

現在、課長級以上の職員に求められる能力と行動に基づく新たな「人材評価制度」を作成しています。今後、課題等の洗い出し、修正を行い、早期の本実施を目指します。また、担当主幹級以下の職員については、課長級以上の職員に対する本実施を別途として思考する予定です。

## 7. 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

平成19年度には、次のような事業を行っています。

### (1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び津市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実を図っています。 メンタルヘルス対策として、心の健康相談室を開設しています。 安全衛生の意識啓発のため、講演会の開催等を実施しています。 公務災害の削減に向け、事例の原因追究、防止策の検討を行っています。
職員の健康管理	年1回全職員を対象に定期健康診断を実施しています。 業務上必要と認められる職員に対し、VDT作業従事者検診を実施しています。

### (2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を職員の互助組織である津市職員共済組合に実施させ、同共済組合に助成しています。

補助対象事業	事業の内容
施設利用等助成事業	職員が契約運動施設・宿泊施設等を利用した費用に対し助成する事業の経費について、3/4を補助しています。
文化体育等関係事業	文化・体育クラブ等への活動等に要する費用を補助しています。
健康管理事業	人間ドック費用助成事業に要した経費を補助しています。
その他	共済組合運営のための事務に要する経費を補助しています。
補助金の決算額	
30,892 千円	

### (3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

### (4) 職員団体への便宜供与

- 組合数 2団体  
 内容 ・組合事務所の貸与(有償)  
 ・各組合員給与からの組合費の控除

## 8. 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年4月1日～平成20年3月31日 の要求件数	平成19年4月1日～平成20年3月31日 の処理件数
0件	0件

### (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成19年4月1日～平成20年3月31日 の要求件数	平成19年4月1日～平成20年3月31日 の処理件数
0件	0件